

鹿児島大学大学院連合農学研究科ハラスメント防止規程

平成 25 年 2 月 15 日
鹿大連規則 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、鹿児島大学大学院連合農学研究科(以下「連大」という。)の学生(以下「連大生」という。)が個人として尊重され、適切な環境の下での修学を保障するため、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びに不幸にもハラスメント問題が生じた場合に、連大が迅速かつ適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ハラスメント防止関連規則等)

第 2 条 ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメント問題が生じた場合の措置に関しては、この規程のほか、構成大学が定めるハラスメント防止に関する規則等の定めるところによるものとする。

(定義)

第 3 条 この規程において、「ハラスメント問題」とは、連大生が、構成員からの不適切な言動などを通じて、修学上の環境が害されること、ハラスメントへの対応に起因して、修学上で不利益を受けること又は精神的・身体的自由を害されることをいう。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究科長」とは、鹿児島大学大学院連合農学研究科長をいう。
- (2) 「構成大学」とは、鹿児島大学、佐賀大学及び琉球大学をいう。
- (3) 「構成大学部局長」とは、鹿児島大学大学院農学研究科長、同大学院水産学研究科長、佐賀大学大学院農学研究科長及び琉球大学大学院農学研究科長をいう。
- (4) 「構成員」とは、連大教員及び連大補助教員をいう。
- (5) 「相談者」とは、連大生をいう。

(研究科長の責務)

第 4 条 研究科長は、連大生に係るハラスメント問題について統括し、ハラスメント問題が生じた場合には、ハラスメント委員会の設置及び学長への届けを含め、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 研究科長は、前項の責務を遂行するに当たり、必要に応じて構成大学部局長に対処要請を行うものとする。

(構成大学部局長との協働)

第 5 条 構成大学部局長は、連大生及び構成員に対し、この規程の周知徹底を図るものとする。

2 構成大学部局長は、前条第 2 項に基づく要請があった場合には、迅速かつ適切にこれに対処するものとする。

3 構成大学部局長は、第 8 条に規定する連大担当相談員から連大生に係る苦情相談の報告があった場合は、相談者の意向を確認の上、その問題を解決するよう努めるものとする。

4 前項の場合において、構成大学部局長は、当該相談案件を研究科長に報告するものとする。

(連大生のハラスメント苦情申立て)

第 6 条 連大生は、修学に際してハラスメント問題が生じた場合には、苦情相談を行い迅速かつ適切な対処を求めるため、研究科長に申し立てることができる。

2 前項に基づく苦情相談は、第 8 条に定める連大担当相談員に対して申し立てることによって行うものとする。この場合において、苦情相談の申立ては、苦情相談を行おうとする者の依頼を受けた第三者を通じて行うことができる。

(防止方針の策定)

第7条 連大における次に掲げるハラスメントの防止に関する具体的な方針等の策定は、鹿児島大学大学院連合農学研究科代議委員会（以下「代議委員会」という。）において行うものとする。

- (1) ハラスメントの防止及び排除のための基本方針の策定に関すること。
- (2) ハラスメントの防止に関する啓発及び研修に関すること。
- (3) ハラスメントの相談体制の整備等に関すること。
- (4) ハラスメントの再発防止策に関すること。
- (5) その他ハラスメントの防止、排除等に関し必要な事項

(連大担当相談員と相談員代表者)

第8条 連大生に係るハラスメントに関する苦情相談に適切に対応するため、鹿児島大学が定めるハラスメント相談員とは別に、連大担当相談員を置く。

- 2 前項の連大担当相談員は、代議委員会委員（研究科長を除く。）とし、構成大学研究科ごとに1名を相談員代表者として研究科長が委嘱する。
- 3 研究科長は、連大担当相談員の氏名、所属、連絡先等について、連大生及び構成員に周知しなければならない。
- 4 連大担当相談員の任務は、次に掲げる事項とし、人権及びプライバシーを尊重し、相談者が信頼し、安心して相談できるよう配慮して対応しなければならない。
 - (1) 苦情相談の受付
 - (2) 相談者の要望事項の確認(調停等)
 - (3) 相談記録の作成
 - (4) 相談者への助言
 - (5) 相談者の意向に基づき、研究科長及び構成大学部局長への報告
 - (6) その他ハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応、連絡調整等
- 5 前項の相談の対応にあたっては、構成大学が定める指針に留意するものとする。
- 6 連大担当相談員は、構成大学が主催するハラスメントに関する研修又は説明会への参加等を通じて、ハラスメント問題への理解を一層深めるよう努力しなければならない。

(連大ハラスメント対応マニュアル)

第9条 連大生に係るハラスメントに関する苦情相談に迅速かつ適切に対応するため、連大ハラスメント対応マニュアル（以下「対応マニュアル」という。）を策定する。

- 2 対応マニュアルは別に定める。

(連大ハラスメント委員会)

第10条 研究科長は、第8条第4項第5号に基づく報告があった場合には、必要に応じ苦情相談に係る事実確認を行う連大ハラスメント委員会（以下「委員会」という。）を設置するなど適切な措置を速やかに講じなければならない。

- 2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 連大副研究科長
 - (2) 第8条第2項に定める相談員代表者のうち鹿児島大学に属する相談員代表者2名
 - (3) ハラスメント苦情を受け付けた相談員
 - (4) 連大事務室室長代理
 - (5) その他研究科長が指名する者
- 3 前項第5号の委員の任期は、当該苦情相談に係る任務が終了するまでとする。
- 4 委員会は、ハラスメントに係る事案の事実確認のために、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 苦情相談に係る事実確認
 - (2) 被害者救済措置の検討
- 5 委員会は、事実確認の結果及び救済措置策を委員会設置後10日以内に研究科長へ答申しなければならない。ただし、10日以内に調査が完了しない場合であって、やむを得ない事由があるときは、研究科長に報告の上、相当期間延長することができる。この場合において、委員長

は、その旨及びその事由を相談者に説明するものとする。

- 6 委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。
- 7 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 8 委員長に事故があるときは、研究科長が指名した委員がその職務を代行する。
- 9 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め意見を聴くことができる。

(研究科長による緊急措置)

第11条 研究科長は、委員会の答申に基づき、被害者救済の見地から緊急を要する場合は、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 構成大学部局長への対処要請
 - (2) 対象者が連大教員の場合、当該教員への学生指導法の改善指導（口頭注意など）
 - (3) 対象者が連大教員の場合、指導教員の変更又は当該学生の配属先移動（勧告）
- 2 研究科長は、前項に掲げる措置を講ずる場合においては、当該研究室関連の連大教員、当該構成大学代議委員等の連携の下に行う。

(連大ハラスメント緊急措置委員会)

第12条 前条第1項第2号及び第3号に掲げる措置については、研究科長、副研究科長及び当該構成大学部局長の三者からなる連大ハラスメント緊急措置委員会を設置し、審議決定する。

この場合において、代議委員会の事後承認を得るものとする。

- 2 前項の当該構成大学部局長は代理を認めるものとする。

(懲戒処分を受けた教員への措置)

第13条 ハラスメント問題により懲戒処分を受けた教員に対しては、次に掲げる措置を行う。

- (1) 懲戒処分を受けた日から当該懲戒処分が実施される学期中において、当該教員の連大担当指導教員の資格(鹿児島大学大学院連合農学研究科規則第9条第1項に掲げる研究指導(特別演習・特別研究)をいい、同項に掲げる授業は除く。以下、同じ)を停止する。
 - (2) 懲戒処分を受けた教員が主指導教員である場合であって、当該懲戒処分の内容が停職以上である場合は、懲戒処分を受けた日から連大担当指導教員の資格を停止し、学生募集要項の主指導教員名簿から当該教員名を除外する。
- 2 前項第2号の措置を受けた教員の連大担当指導教員の資格の復帰(学生募集要項への掲載を含む)については、代議委員会の議を経て研究科教授会において決定するものとする。

(報告)

第14条 研究科長は、第11条及び第13条に基づく措置を行った場合は、直ちに学長に報告するとともに直近の研究科教授会に報告するものとする。

(遵守義務)

第15条 苦情相談に関係した者は、当該苦情相談への対応を通じて知り得た内容を他に漏らしてはならない。

- 2 構成員及び連大生は、ハラスメントに関わる苦情相談の申立て、当該苦情相談に係る調査への協力その他の対応に起因して、相談者及び当該苦情相談に関係した職員及び連大生に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(雑則)

第16条 この規程に定めのない事項については、代議委員会において審議の上、対応する。

附 則

この規程は、平成25年2月15日から施行する。